

資料編

目次	ページ
1. 黒部市環境審議会委員名簿	35
2. 計画策定経過	36
3. 諮問・答申	37
4. 黒部市環境基本条例	40
5. アンケート調査の概要と結果	46
6. 用語解説	52

黒部市環境審議会委員及び幹事名簿

■ 審議会委員（14名）

任期：2018年8月1日～2020年7月31日

【学識経験を有する者（6名）】

No.	氏名	所属・役職名
1	(会長) 楠井 隆史	富山県立大学工学部 環境・社会基盤工学科 教授
2	福島 孝	黒部市農業協同組合 代表理事組合長
3	岩田 善治	黒部川左岸土地改良区 理事
4	(副会長) 舟子 忠明	黒部市自治振興会連絡協議会 副会長
5	島 武夫	黒部商工会議所 専務理事
6	森野 泰夫	くろべ漁業協同組合 代表理事組合長

【関係行政機関の職員（4名）】

No.	氏名	所属・役職名
7	浦田 裕治	富山県環境科学センター 所長
8	浅生 秀孝	富山県農林水産総合技術センター 農業研究所長
9	田子 泰彦	富山県農林水産総合技術センター 水産研究所長
10	大江 浩	富山県新川厚生センター 所長

【市長が必要と認める者（4名）】

No.	氏名	所属・役職名
11	稲垣 里佳	富山県地球温暖化防止活動推進員
12	村田 光朗	黒部市環境衛生協議会 会長
13	丸田 将揮	黒部市水資源対策協議会 監事
14	大矢 慎司	黒部名水会 事務局次長

■ 幹事（6名）

No.	氏名	所属・役職名
1	御困 泰晃	総務企画部長
2	村田 治彦	市民生活部長
3	有磯 弘之	産業経済部長
4	島津 博	都市建設部長
5	長田 行正	教育部長
6	能登 康広	新川地域消防本部次長 黒部消防署長

■ 事務局

	氏名	所属・役職名
	中谷 松憲	市民環境課長
	牧野 恵美	市民環境課主幹
	泉 つかさ	市民環境課主任

黒部市環境基本計画 策定経過

平成30年度

◎環境審議会 ○企画部会

日 程	事 項	主な内容
8月6日	◎第1回 環境審議会	市長からの諮問 部会の設置 策定方針、スケジュール、アンケート内容の検討
9月18日～28日	・アンケートを実施	・対象は、20歳以上の市民500人、小学5・6年生全員 721人
10月	・アンケート結果の集約	・回収は、20歳以上の市民252人、小学5・6年生709人
11月12日	○第1回 企画部会	基本計画(案)の検討
12月3日	○第2回 企画部会	基本計画(案)の検討
12月19日～25日	・庁内関係部署に計画内容確認	
1月11日	◎第2回 環境審議会	基本計画(案)の検討
1月25日～2月25日	・パブリックコメントの実施	
3月25日	◎第3回 環境審議会	修正案の確認、市長へ答申
3月下旬	市ホームページで公表	

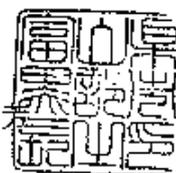
黒市第176号

平成30年8月6日

黒部市環境審議会

会長 楠井隆史様

黒部市長 大野久



黒部市環境基本計画の策定について（諮問）

黒部市環境基本条例（平成18年黒部市条例第118号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づく「黒部市環境基本計画」の改定にあたり、条例第9条第3項の規定に基づき、黒部市環境審議会の意見を求めます。

なお、諮問の趣旨については、別紙のとおりであります。

諮問の趣旨

黒部市では、まちづくりの指針である「黒部市総合振興計画」に基づき、平成21年3月に「黒部市環境基本計画」を策定し、市民、事業者、行政等が一丸となって環境の保全及び創造に関する様々な事業を展開してまいりました。

この基本計画が策定されてから10年目を迎え、計画期間が平成30年度末で満了することから、新たな課題や情勢の変化に対応するとともに、昨年度策定された「第2次総合振興計画」に掲げる「自然と共生し、安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けた環境保全の取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、「黒部市環境基本計画」を改定することとします。そこで、環境施策のあり方及び施策展開の方向性などについてご審議を賜り、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月 25 日

黒部市長 大野久芳様

黒部市環境審議会

会長 楠井隆史 

黒部市環境基本計画（案）の策定について（答申）

平成 30 年 8 月 6 日付け黒市第 176 号で諮問のありました標記の件について、本委員会にて慎重に協議を行った結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会では、貴職より諮問のあった黒部市環境基本計画の策定にあたり、諮問の趣旨に従い、慎重に協議を重ね、「世界に誇れる水資源の保全・活用」、「循環型社会の形成（ごみの減量）」、「持続可能な消費行動への転換（省エネルギー・地球温暖化対策）」の 3 つを重点プロジェクトとした環境基本計画（案）を取りまとめました。

なお、計画の実施にあたっては、市民をはじめ、事業者、滞在者等と市がそれぞれの役割を認識し、連携した取り組みが重要であり、計画内容の周知に努め、上位計画である黒部市総合振興計画に反映しながら、着実に推進されることを希望します。

黒部市環境基本条例

平成18年3月31日

条例第118号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等（第8条・第9条）

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策（第10条—第21条）

第4章 黒部市環境審議会（第22条—第33条）

第5章 補則（第34条）

附則

私たちのふるさと黒部市は、北アルプス・立山連峰を背景とする中部山岳国立公園と日本一のV字峡として知られる黒部峡谷といった雄大な山岳地帯、そこから富山湾に流れ込む清流黒部川によってもたらされた豊饒な平野や全国名水百選にも選ばれた黒部川扇状地湧水群に代表される良質な水資源など、四季折々の変化に富んだ美しく豊かな自然に恵まれている。そして、これらの自然と悠久の歴史の中で、先人のたゆまぬ努力により、個性的な伝統や文化を育んできた。

しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生をもたらし、その結果、市域の環境のみならず、人類共通の生存基盤である地球環境にまで深刻な影響を及ぼすに至っている。

私たちは、この豊かな自然環境の恵みを将来にわたって守り育むために、私たち一人一人が、水や森林などの地球上の資源は有限であることを深く認識し、日常生活や事業活動などあらゆる活動において環境に配慮するとともに、環境への負荷が少なく持続的に発展することのできる循環型社会を構築することに積極的に取り組まなければならない。

ここに、すべての市民の参加と協力の下、人と自然が共生し、環境にやさしくそして人にもやさしいまちを築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な生活環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び市を訪れた者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全で健康

かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好な環境を将来の世代へ継承していくために適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人類が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、人と自然とが共生できるよう取り組まなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境が有限であることを認識して、すべての者の適切な役割分担により環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な社会を構築することを目的として積極的に取り組まなければならない。
- 4 人類共通の課題である地球環境保全について、本市の区域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市民の意見を尊重して、地域の自然的社会的条件に応じた効果的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、自ら環境の保全について認識を深めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

（市を訪れた者の責務）

第7条 市を訪れた者は、前条で定める市民の責務に準じて環境の保全に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策に係る基本方針等

（施策の基本方針）

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計

画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす公害等の環境の保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 地下水の合理的利用及びかん養対策を推進し、豊かな水資源を守ること。
- (4) 資源及びエネルギーの有効利用及び廃棄物の発生の抑制並びに使用済製品等の再使用、再生利用等を進め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 市内のすべての者の参加と行動による環境保全活動を通じて、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染対策、酸性雨対策等の地球環境保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、黒部市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する黒部市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 市長は、環境基本計画の適切な運用と進行管理を行い、必要があるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第10条 市は、公害の防止、自然環境の保全及びその他環境の保全に資するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第11条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導するため、特に必要があるときは、助成その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第12条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとするものが、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮するよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の効率的な利用の促進等)

第13条 市は、市民及び事業者によるエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する施設の整備)

第14条 市は、環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(水と緑の保全及び創造)

第15条 市は、生活にゆとりと潤いを与える水環境に関し、水の循環を基調とした水源の保護、湧水や水辺環境の保全等が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、水資源の確保に寄与する森林の保全及び緑化のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、水資源及び森林の保全を図るため、近隣市町村及びその利用者と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う美化活動、緑化活動等環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査の実施及び監視体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第19条 市は、民間団体等が行う環境の保全及び創造に資する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地球環境保全)

第20条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染対策、酸性雨対策その他地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

(国際交流を通じた地球環境保全施策等の推進)

第21条 市は、姉妹都市交流をはじめとする各種の国際交流を通して、地球環境保全施策等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 黒部市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、黒部市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本の方針の策定について調査審議する。

(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項に掲げる委員(同項第1号及び第3号に掲げる委員を除く。)が当該役職員の職をはなれたときは、委員の職を失う。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第28条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。

(部会)

第29条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事)

第30条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務を処理する。

(関係者の出席)

第31条 会長は、必要と認めたときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第32条 審議会の庶務は、市民生活部において所掌する。

(審議会の運営)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 補則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

アンケート調査の概要と結果

【アンケート調査の概要】

黒部市では、「黒部市環境基本計画」の策定にあたって、市民（成人及び小学生）に対して環境問題等に関するアンケートを実施して、環境の現状、環境に対する関心、環境に対する取り組み等についてのご意見をいただきました。

「黒部市環境基本計画」の本編では、これらのアンケート調査の中から一部を抜粋して、掲載しています。

【調査の方法】

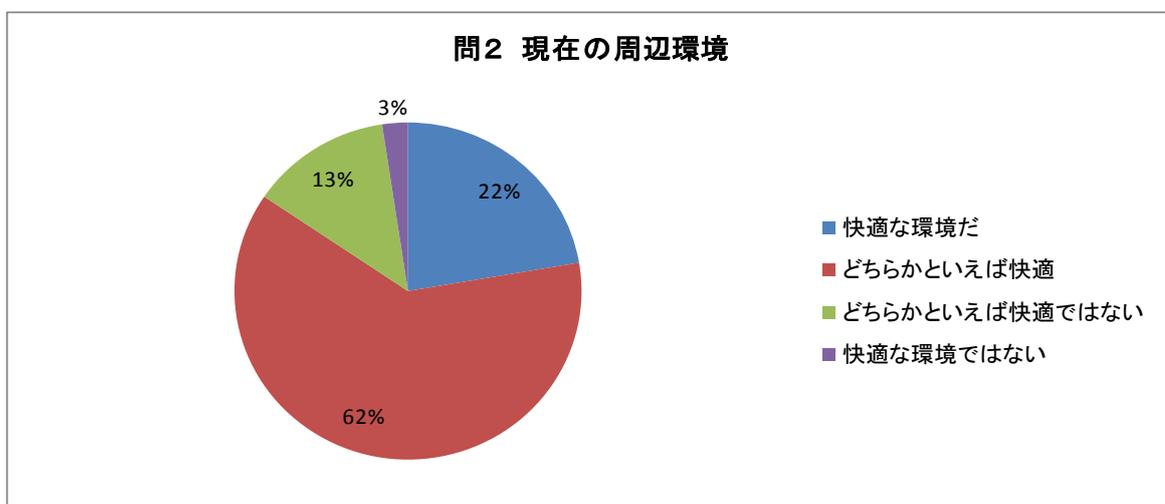
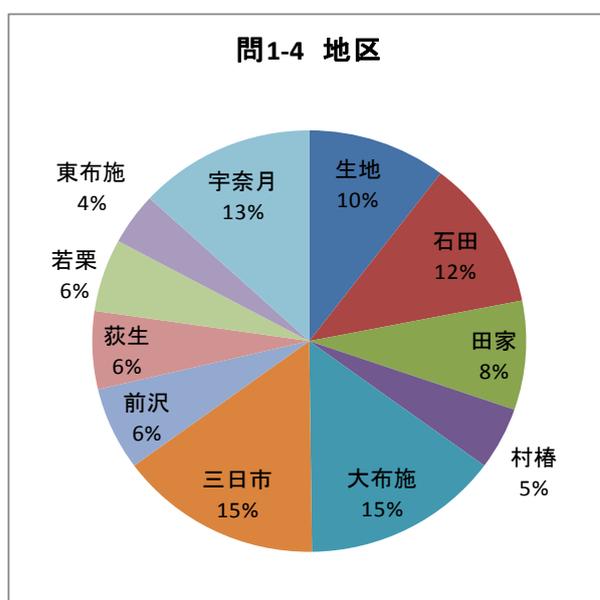
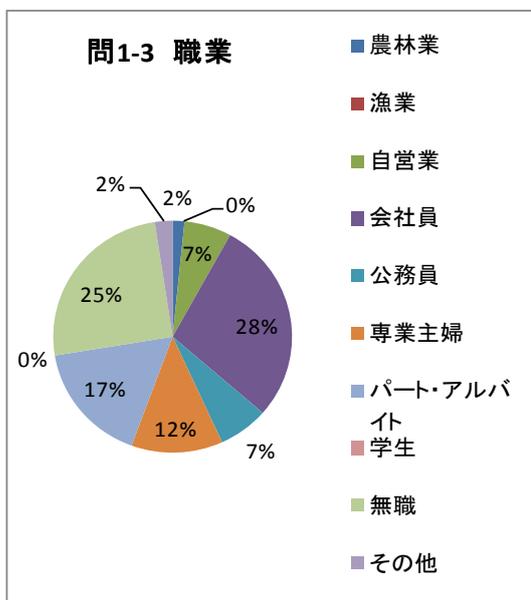
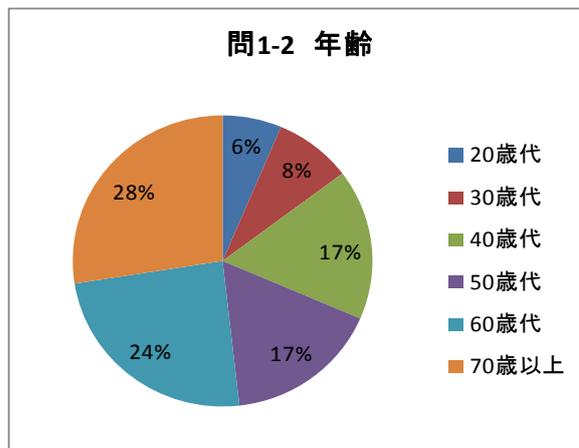
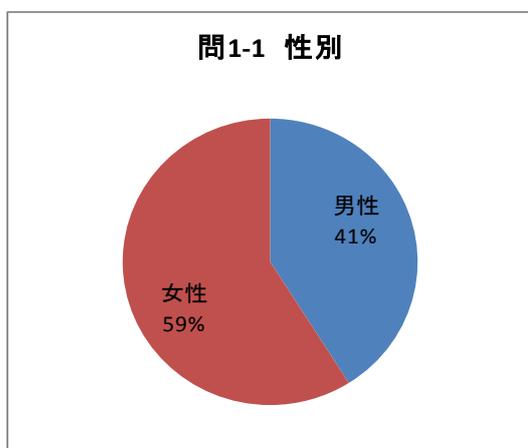
（市民アンケート）

- 調査対象者 住民基本台帳に登録されている 20 歳以上の市民から 500 名 を無作為抽出法により抽出（地区別の人口割合での抽出）
- 調査方法 個人あての書面による郵送調査法（回答は無記名）
- 調査期間 平成 30 年 9 月 18 日（火）～28 日（金） 11 日間
- 有効回収率 50.4%（252 名）

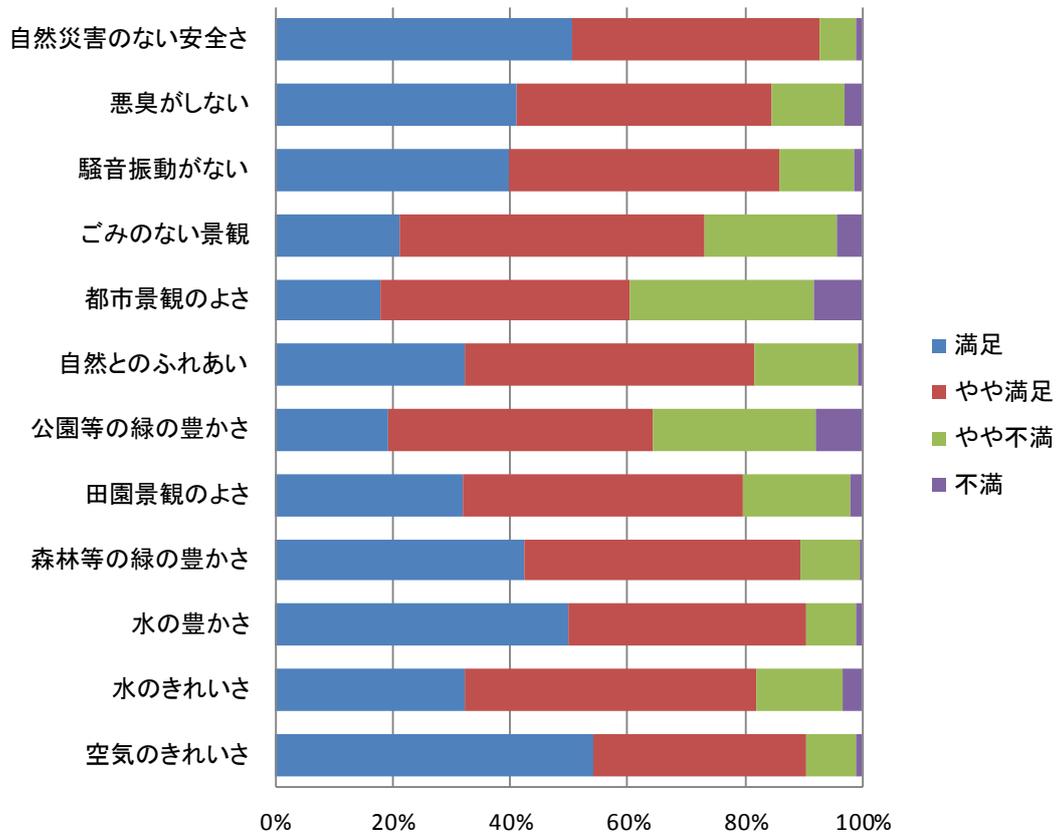
（小学 5・6 年生アンケート）

- 調査対象者 黒部市内の小学校 9 校（生地、石田、たかせ、村椿、中央、桜井、荻生、若栗、宇奈月）の 5 年生及び 6 年生全員 721 名
- 調査方法 各小学校に依頼（回答は無記名）
- 調査期間 平成 30 年 9 月 18 日（火）～28 日（金） 11 日間
- 有効回収率 98.3%（709 名）

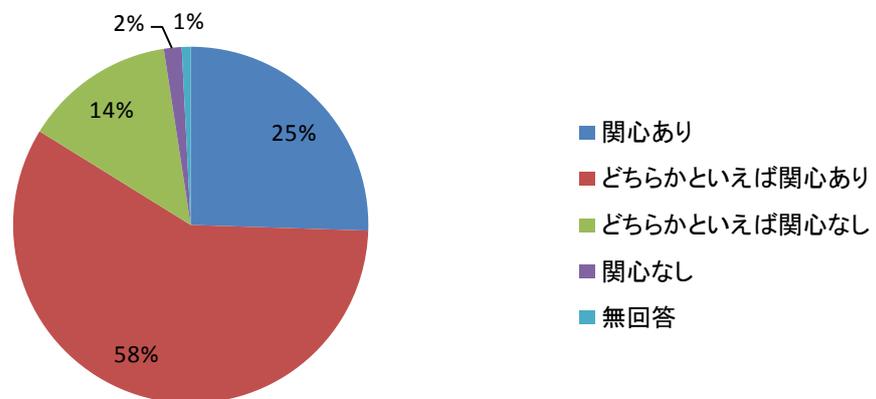
市民アンケート調査結果(2018年9月実施)



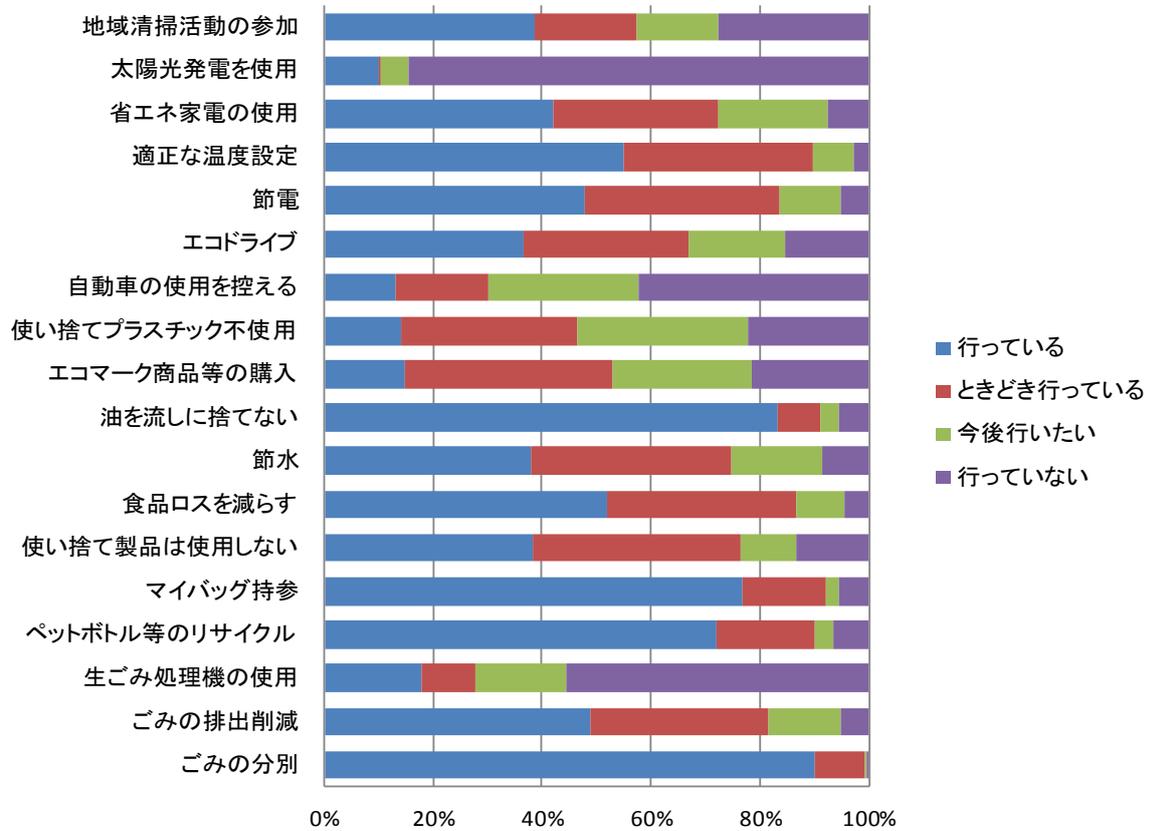
問3 周辺環境の満足度



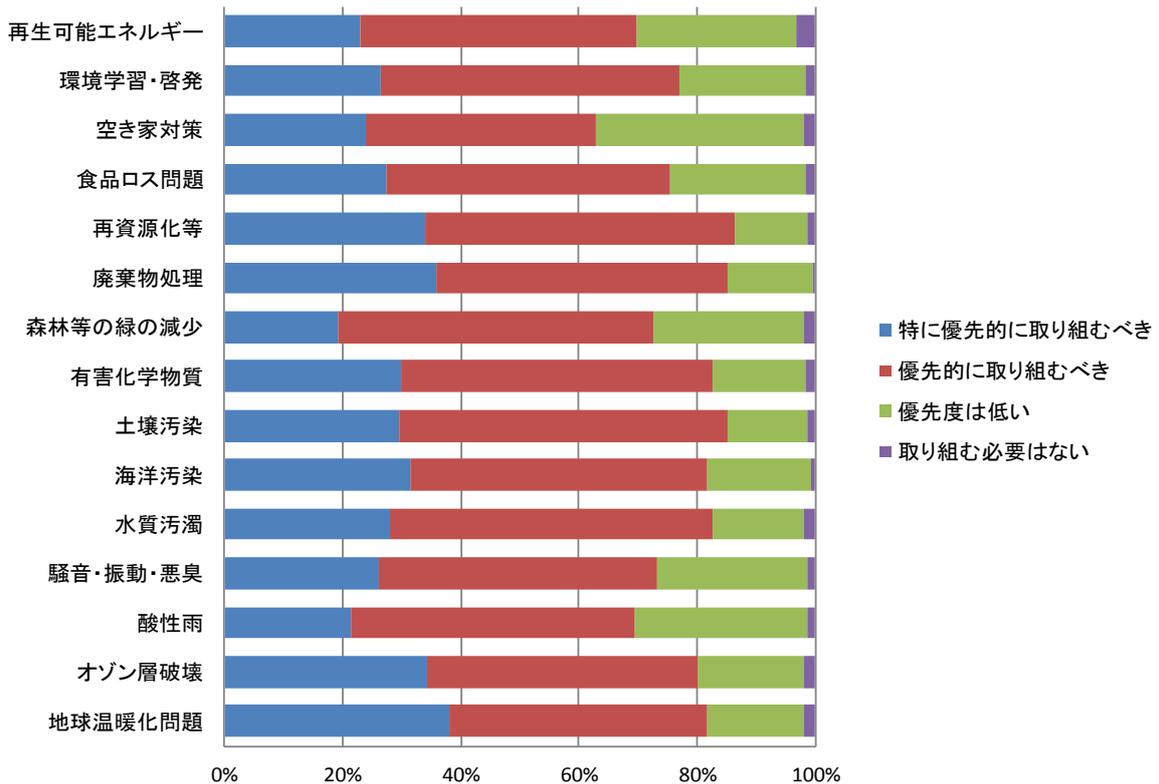
問4 環境問題に対する関心度



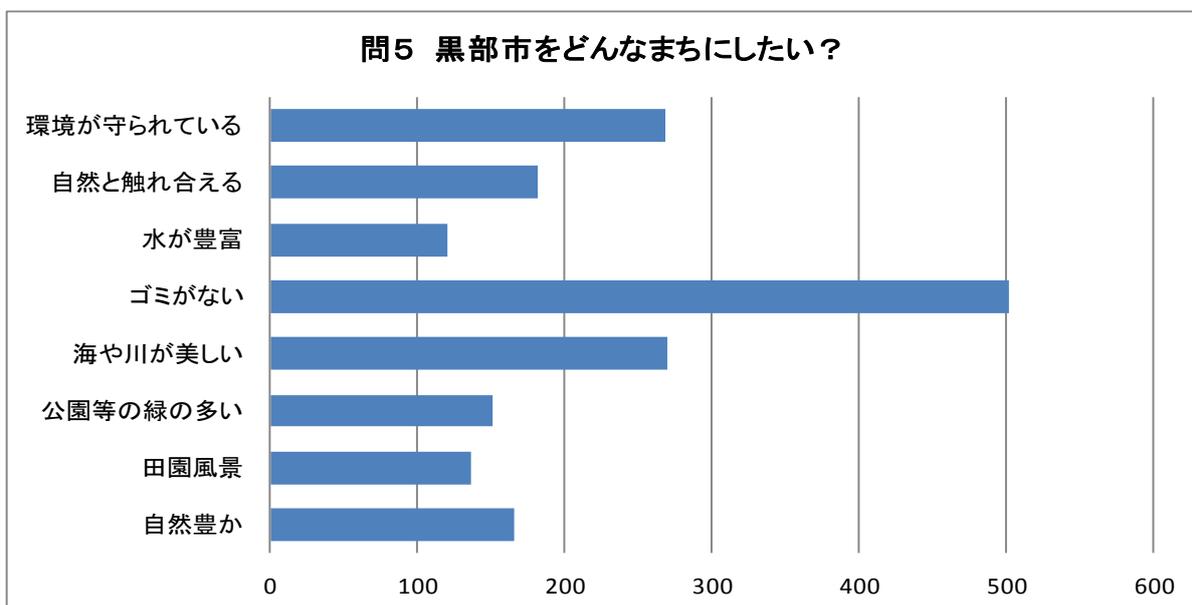
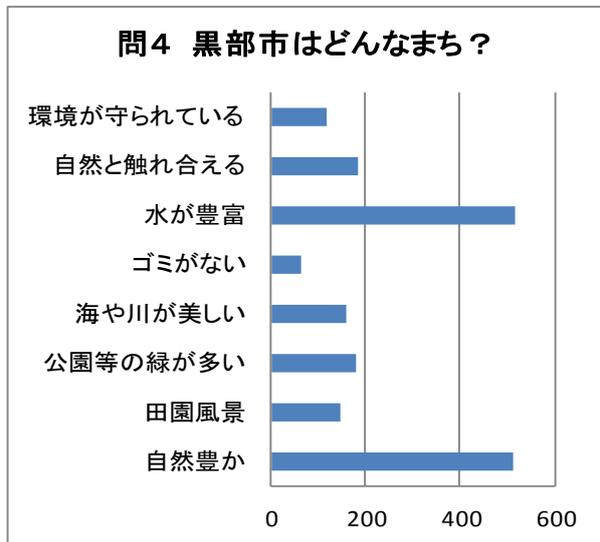
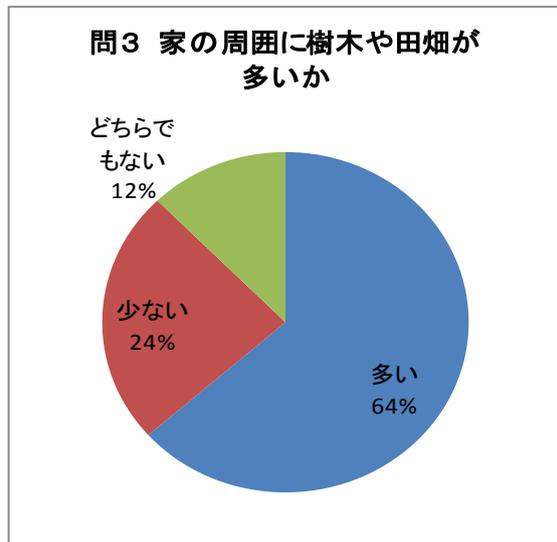
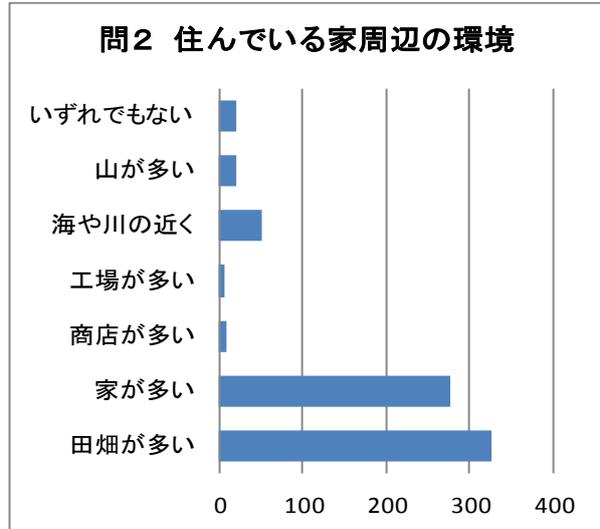
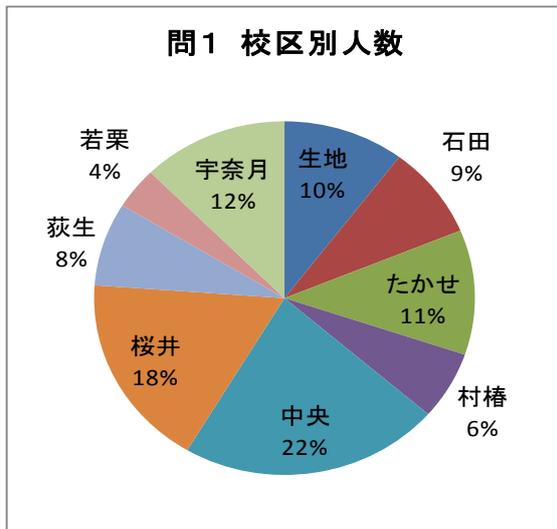
問5 環境への取り組み



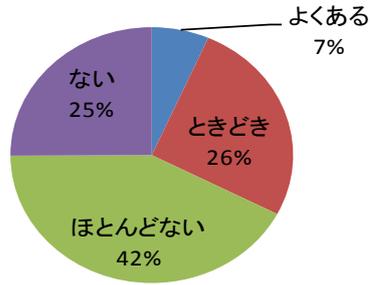
問6 環境課題への取り組み優先度



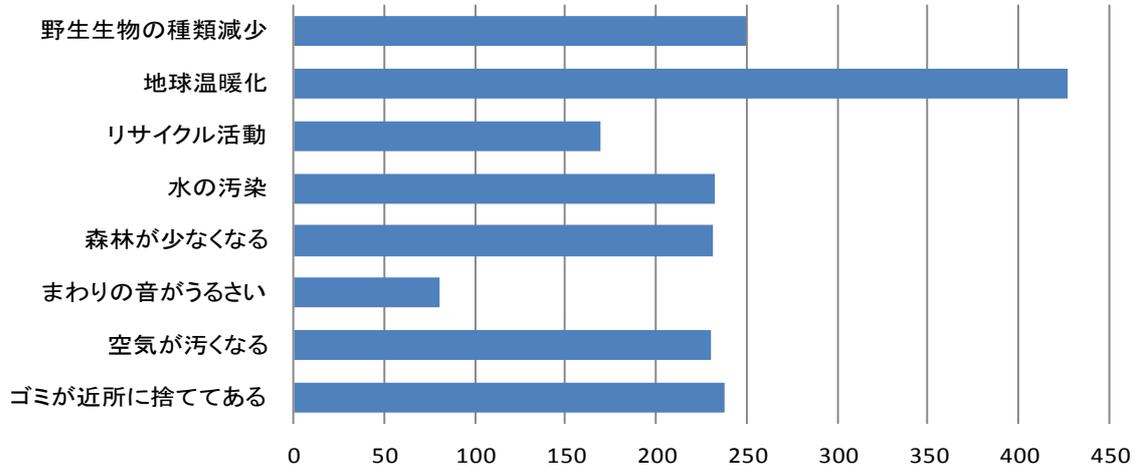
小学5・6年生アンケート調査結果(2018年9月実施)



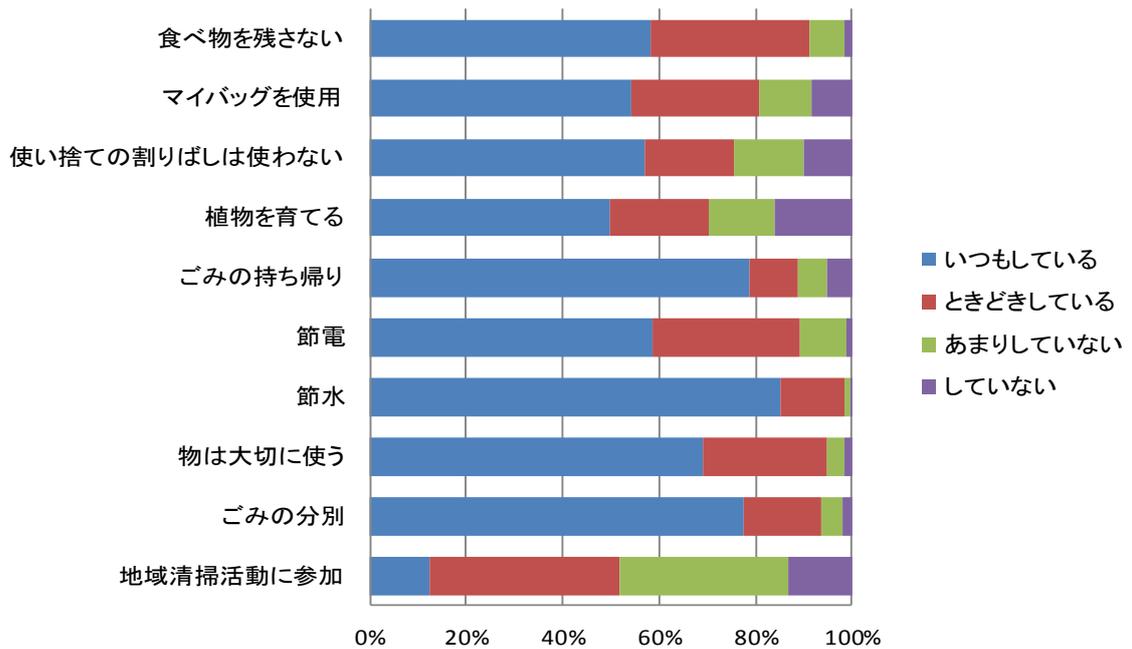
問6 環境について話す機会



問7 関心のある問題



問8 日頃、環境のためにできること



用語解説

あ行

一般廃棄物 →P. 9

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

オゾン層 →P. 11, 12, 16, 18, 27

地球を取り巻く厚さ約 20 km のオゾンを含む層。太陽光に含まれる生物に有害な紫外線の多くを吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。

硫黄酸化物 (SO_x) →P. 6, 11

硫黄の酸化物の総称。主に石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成され、大気汚染や酸性雨の原因になる。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

温室効果ガス →P. 11

太陽光で暖められた地球が宇宙へ熱を放出させるとき、その熱を吸収し、地球内に熱をとどめる働きをするガスのこと。このガスが地球にとって温室の役割をすることから温室効果ガスと呼ばれる。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象になっている。

か行

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）をまとめて処理する生活排水処理設備。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽と比べて、河川などの公共用水水域の汚染を大幅に軽減する効果がある。

環境基準 →P. 6

環境基本法において政府が定めることとされている人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい目標となる基準のこと。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音の環境上の条件について、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

環境基本法 →P. 1

平成 5 年に制定され、環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている法律のこと。

環境マネジメントシステム（EMS） →P. 33, 34

Environmental Management System。企業・事業所等の組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取り組みを推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて PDCA サイクルに基づき、継続的な環境改善を図る一連の体制及び取り組みを行う。

グリーン購入 →P. 10, 26

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。

耕作放棄地 →P. 8, 22

以前耕作地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地。

光化学オキシダント →P. 6

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では目や喉への刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

公共下水道 →P. 20

主として市街地の下水を排除しまたは処理するために、地方公共団体が管理する下水道のこと。その他の生活系排水処理施設としては、市街地の周辺部において厚生労働省が管轄する合併処理浄化槽、農林水産省が管轄する農業集落排水処理施設がある。

コンポスト →P. 24

台所から出る生ごみや落ち葉、あるいは脱水した下水汚泥とわらや籾殻などを、微生物の働きにより発酵させて作られる堆肥のこと。有機肥料や土壌の改良などの用途に使える。

さ行

再生可能エネルギー →P. 18, 26

エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称のこと。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める合計21種類及び特別管理産業廃棄物のこと。これらは、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。

酸性雨 →P. 11, 18, 27

工場、自動車などから排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質は、いったん大気中で酸化されて酸化物を生成する。酸性雨とは、その酸化物が雨水に取り込まれて生じる PH5.6 以下の雨のことをいう。

持続可能な開発のための教育（ESD）

Education for Sustainable Development。環境の保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことを実現するために、一人ひとりが日常生活や経済活動の場で世界の人間や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育のこと。

循環型社会 →P. 9, 17, 24

平成12年6月に定められた「循環型社会形成推進基本法」では、第2条第1項で「製品などが廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と定義されている。

小水力発電 →P. 26

河川や水路に設置した水車等を用いてタービンを回す発電設備のこと。概ね10,000kW以下の小規模な水力発電。このうち、1,000kW以下の小水力発電は新エネルギーに認定されている。二酸化炭素を出さず、エネルギーの再利用が可能である。

食品ロス →P. 9, 10, 15, 24, 25

売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。食品の廃棄や損失の原因は多様で、生産、加工、小売り、消費の各段階で発生する。

3R（スリーアール） →P. 24

循環社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。

生態系 →P. 11, 21

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取りまく無機的環境（水、大気、太陽光など）の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりのことをいう。

生物化学的酸素要求量（BOD） →P. 19

「Biochemical Oxygen Demand」の略称で、河川や工場配する中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと、単位は一般的にmg/lで表す。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

生物多様性 →P. 21

生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階、または地球全体に様々な生命が豊かに存在することをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルと定義されている。国際がん研究機関は、最も毒性が強いものは人に対する発がん性があるという評価を行っている。また、皮膚炎、肝臓障害、奇形児なども懸念されている。ダイオキシン類は、主として燃焼に伴って非意図的に発生するものであり、主な発生源は、廃棄物焼却炉であるが、たばこの煙や自動車排ガスにも含まれる。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類が、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であるために、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を推進するため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律のこと。平成 12 年 1 月施行。

太陽光発電 →P. 26

太陽電池に太陽光が照射されることで電気が発生する発電システム。クリーンで無尽蔵なエネルギーであることから、地球温暖化対策の一つとして導入されている。

立山黒部ジオパーク →P. 13

2014 年（平成 26 年）8 月に日本ジオパークに認定された、黒部市を含む富山市以東の 9 市町村と富山湾をエリアとするジオパークのこと。特徴の 1 つとして「ダイナミックな水循環」が挙げられており、この中には、氷河、多雪、急流河川、湧水群、埋没林などの資源が含まれている。

地球温暖化 →P. 9, 12, 18, 27

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量増加により、地球全体の平均気温が上昇すること。異常気象の増加、農業生産や生態系などへの影響が懸念されている。

地産地消

「地元生産・地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを地元で消費するという意味のこと。消費者の食に対する安全・安心思考の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。地元の旬の食材を旬に活用することによりエネルギーの面からみても地球温暖化対策に寄与している。

窒素酸化物（NOx） →P. 11, 27

窒素の酸化物の総称である。大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素と二酸化窒素が主で、石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭等から排出され、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなり、温室効果を持つものもある。

ディスプレイ →P. 9, 24

台所シンクに設置して生ごみを 1～2mm に粉碎し、水と一緒に排水管に流す排水設備。

とやまエコ・ストア制度 →P. 9, 24

環境への負荷低減に取り組む県内の店舗等を、県がエコ・ストアとして登録し、登録された店舗等を県民が協力・支援する制度。登録には、レジ袋削減、資源物の店頭回収、低炭素化といった項目から 1 項目以上と、照明の LED 化等の自由項目についての取り組みが必要とされている。

な行

二酸化硫黄 →P. 27 「硫黄酸化物」を参照

は行

バイオマス →P. 10

もともと生物 (bio) の量 (mass) のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源 (化石資源は除く) をいうことが多い。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、生ごみ、紙、ふん尿などの有機物がある。燃焼時に二酸化炭素の発生が少ない自然エネルギーとして、化石燃料に代わる代替エネルギーとして注目されている。

ビオトープ →P. 28

「生物の生息する場所」という意味のドイツ語で、生物の生息・生育可能な生態系が機能する空間のことをいう。

不法投棄 →P. 24, 25, 27

法律が定める方法に従って廃棄物を適切に取り扱わず、山林や水辺などに捨てる行為のこと。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は、周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因となる。

フロン →P. 11

メタンまたはエタンの水素原子の一部、または全部をフッ素及び塩素原子で置換してできた化合物の総称。地球を取り巻くオゾン層を破壊し、皮膚がんの発生率を高めるという警告が出され、先進国では、全て代替フロンに切り替えられている。

ま行

マイバッグ →P. 9, 15, 25

レジ袋等容器包装廃棄物を抑制するため、買い物時に使用する、繰り返し利用が可能なバッグのこと。

や行

ユニバーサルデザイン

Universal (すべての人) の Design (構想、計画、設計) であり、まちづくりやものづくりを進めるにあたり、性別、年齢、国籍、身体 (身長の高低、利き腕、障害の有無、その他) などを超え、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように、すべての人に配慮した、環境、建物、施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方のこと。

ら行

リターナブル瓶 →P. 25

一升瓶、ビール瓶、牛乳瓶、清涼飲料瓶など繰り返し使用される瓶の総称。販売店経由で回収された後、きれいに洗浄・殺菌され、再び中身が詰められて商品となる。溶かして再資源化するリサイクルに比べ、少ないエネルギーで繰り返し使用することができるため、環境負荷の少ない容器とされている。

レッドデータブック →P. 8

国際的には国際自然保護連合によって刊行された、世界の絶滅の恐れがある種の現状を明らかにした資料のこと。

B

BOD →P. 19 「生物化学的酸素要求量」を参照

L

LED（照明） →P. 26

Light Emitting Diode の略で、電流を流すと発光する半導体で、発光ダイオードを使った照明のこと。白熱電球や蛍光灯と比べて寿命が長く、消費電力が少ないといった特長がある。

P

PDCAサイクル →P. 33, 34

事業活動における管理業務を円滑に進める手法のことをいう。Plan（計画）→ Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

PM2.5

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの $1/30$ 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

PRTR（化学物質排出移動量届出）法 →P. 7, 19

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、化学物質の環境への排出を減らすために、有害性のある化学物質の排出量及び廃棄物に含まれた移動量を事業者が登録し、行政が集計・公表する仕組みとして平成11年に制定。

SDGs（持続可能な開発目標） →P. 13, 14

Sustainable Development Goals の略称。ミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標。世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットから構成され、貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅されている。

黒部市環境基本計画

発行日 平成31年（2019年）3月

発行 黒部市

編集 黒部市市民生活部市民環境課